

申請者名：

宗像市中小企業者等職場環境改善事業補助金取得財産等管理台帳

(単位：円)

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年月日	保管場所	処分制限 期限	備考

- (注意事項)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が30万円（税抜）以上の財産とします。
 2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記載してください。
 3. 処分制限期限は、補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過した日を記載してください。
 4. 処分制限期限の前に取得財産等を処分する場合は、事前に市長の承認が必要です。また、補助金の返還が必要になる場合があります。なお、市長の承認を得ずに処分を行った場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
 5. 取得財産等の処分とは、補助金等の交付の目的に反して使用すること（廃業を含む）、有償・無償に関わらず譲渡すること、交換すること、貸し付けること、担保に供すること、取り壊すこと、廃棄すること等をいいます。